令和４年３月 30 日
新潟県信用保証協会

# 個人情報を含む通知書の誤発送事案の発生について

当協会本店営業部において、代位弁済を行う際にお客様宛に送付する通知書を、誤って別のお客様に送付する事案が発生しました。

お客様および関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案が発生することのないよう、対策を速やかに実施してまいります。

これまでに確認した事実と、弊協会の対応について、下記のとおりご報告申し上げます。

## １　発生日・発覚日

発生日：令和４年３月２日（水）

発覚日：令和４年３月４日（金）９時 20 分頃

## ２　事案概要

令和４年３月２日（水)、代位弁済手続を行う担当者が、別のお客様宛の通知書を封入したことに気付かず送付し、令和４年３月４日（金)、通知書をお受け取りになられたお客様から、別人宛の通知書が届いたとの連絡を受け、判明しました。

## ３　漏えい等の内容

代位弁済に関する通知書に記載された、お客様１名の個人情報である「氏名」、「住所」、のほか、債務情報（借入人名、取扱金融機関、借入日、借入金額、現在残高、最終期限)。

## ４　対応

誤って送付したお客様に対しては３月４日（金）14 時頃訪問し、謝罪した上で同通知書を回収しました。

漏えいのあったお客様に対しては、事業を廃業しており、現在、連絡がつかない状態ではございますが、継続して電話や訪問をする等の対応を実施しております。

## ５　再発防止策

通知書の送付の際は、窓空き封筒の使用を徹底するとともに、封緘時に宛先と内容物が合致していることを複数人でチェックすることとし、再発防止策を徹底してまいります。